

項目		関係部局	意見	意見への対応
第一章 総則	定義(第2条第3号)	健康福祉部	<p>条例には「合理的配慮」という文言を使用すべきと考えます。</p> <p>合理的配慮という用語を用いることで、法律と条例の用語が統一でき、法律と条例の一体的な運用を円滑に行うことができます。</p> <p>法律と条例で異なる用語を使用する場合には、啓発や県民への説明の際に用語を使い分ける必要があり、法律で「配慮」と表現されているのに、条例で「措置」を使用する理由から説明を始めなければなりません。</p> <p>また、法律が施行され、合理的配慮という用語も県民の間に浸透しつつあることから、今後、条例で別の用語を使用することは、県民に混乱をもたらす可能性があると思います。</p>	<p>○条例で「合理的配慮」以外の用語を使用する場合に、ご指摘のような課題があることについては、委員会においても議論されました。一方で、「配慮」という言葉を使用することにより、「恩恵的なもの」とイメージされるおそれがあるというご意見を障がい当事者や関係者からいただいております。こうした思いに応えることが重要であるとの意見も出されています。</p> <p>以上のことを踏まえ、委員会において議論した結果、条例案では、「合理的配慮」ではない用語を採用することとしました。</p>
	県の責務(第5条第2項)		<p>バリアフリー新法では、地方公共団体は努力規定であるのに対し、本案では義務規定となっています。文言からはハード整備が想定されますが、実効性を確保するためには、計画策定や実施段階での財政的な裏付けが必要だと思いますが、どのように取り組むのでしょうか。</p>	<p>○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例では、県の責務として、「県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるような整備するものとする」と定められています(第3条第2項)。委員会において、県有施設や県内観光地施設の円滑な利用、避難所への避難の安全性確保などを推進すべきとする意見が出されたことを踏まえ、この条例案では、上記の条例の趣旨を改めて確認しました。</p> <p>環境の整備については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例などを踏まえながら取組が進められることになると考えています。</p>
第三章第一節 相談体制	相談員の業務(第17条第4項)	環境生活部	<p>「相談員は…措置を講ずるものとする」とありますが、措置を講ずるのは職員(相談員)ではなく、機関(県)になるのではないのでしょうか。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、第17条第4項における「措置を講ずる」を「必要な対応を図る」に修正します。また、第16条第4項における「措置を講ずる」についても、関係機関につなぐ役割に柔軟性を持たせるため、同様に、「必要な対応を図る」に修正します。</p>
第三章第二節 紛争の解決を図るための体制	勧告(第21条)		<p>ここでいう「差別事案に該当する行為」とは、どのような行為をいうのでしょうか。また、いつ、だれが、どのようにして判断(認定)するのか、定義や基準、手続きを示す必要があると思いますがいかがですか。</p>	<p>○「差別事案」については、第16条で定義しており、第10条及び第11条に規定する障がいを理由とする差別に該当するものをいいます。それに該当する行為とは、行政機関等・事業者による差別的取扱いや合理的配慮(合理的な変更又は調整)の不提供を指しています。</p> <p>障がいを理由とする差別の解消については、政府が策定した基本方針において、その考え方が明らかにされています。また、この条例案では、差別事例の具体化を図る(第13条)こととしており、これらを参考にしながら、相談窓口の職員や相談員が差別行為への該当性を判断し、助言等を行っていくこととしています。</p>